

広島県告示第三百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年六月八日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
宮原八丁目十A地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

呉市			郡市・区	町村	字	地番	標柱番号
八丁目	宮原九丁目	宮原村	八丁目	元山	一〇二番一地先道路敷	一一四番地先道路敷	標柱一號
一〇〇番	八〇番一地先道路敷	一〇三五一番一地先道路敷	一二三四番一	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱六号